

秋田市再生可能エネルギー推進検討委員会設置要綱

〔令和5年5月30日〕
〔市長決裁〕

(設置)

第1条 洋上風力発電事業をはじめとする再生可能エネルギー関連事業が展開される中、本市の再生可能エネルギー産業の活性化および再生可能エネルギーの活用促進等について検討を行うため、秋田市再生可能エネルギー推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の再生可能エネルギー産業の活性化および再生可能エネルギーの活用促進の方向性を検討し、「(仮称)秋田市新エネルギービジョン」の策定および推進に当たって意見・提言を行うこと。
- (2) 本市のエネルギー政策に関する意見・提言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討委員は、再生可能エネルギーに関し専門的知見を有する学識経験者や商工業団体等の有識者をもって構成する。

2 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、主催する。

- 2 検討委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第6条 検討委員会は、再生可能エネルギーに関する専門の事項その他の事項を処理するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、検討委員会の意見を参考に事務局で選任し、組織する。

3 専門部会委員は、委員長の任期満了をもって解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 検討委員会および専門部会の事務局は、産業振興部新エネルギー産業推進室に置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。